

令和5年(2023年)4月27日

(省略) 様

横須賀市監査委員 川瀬 富士子

同 丸山 邦彦

同 加藤 眞道

同 石山 満

横須賀市職員措置請求に係る監査結果について(通知)

地方自治法第242条第1項の規定に基づき令和5年3月6日付けで提出された横須賀市職員措置請求について、同条第5項の規定に基づき監査を行ったのでその結果を次のとおり通知する。

第1 措置請求

1 請求人

(省略)

2 措置請求の内容(原文のまま。ただし、「A係長、B氏(Bさん)、C社、D係長、E氏」は原文では実名が記載されており、B氏の住所は原文では記載がある。)

横須賀市職員措置請求書

横須賀市長に関する措置請求の要旨

1 請求の要旨 ㉔・㉕・㉖

㉔監査に当る (i) 実情と (ii) 法令根拠 2 法令と (iii) 理由・・・(i) 実情：横須賀市道路維持課が管理している道路用地を民間人が不法占拠してその状況は、100件以上（※2022年3月に道路維持課から他課に異動したA係長（男）の言）であり30年以上前から今日も続いている。中でも私の近隣であるB氏は、その不法占拠地にブロック塀や敷石や植物を設けて現在も継続している。尚このB氏は、同不法占拠地にC社の自動販売機を置いていたがその不法行為がC社に発覚して2019 12/13（金）に撤去され、更に私はこの自動販売機が置いてあった道路用地の付近に設けられているブロック塀や敷石もまたB氏が道路用地内に設けたのではないかと疑い、そこで異動したA前係長及び2022年3月より後任で現在のD係長に私が「市道等境界確定平面図（※別紙事実証明書の1点）と私の目視から、ブロック塀や敷石も道路用地内に設けられていますよね？」と確認したところ二人とも「確かに道路用地内に設けられています」との返答だったので、以来私とD係長には『ブロック塀と敷石も道路用地内に設けられている』との共通理解があり、現に私はD係長に「撤去となったらブロック塀や敷石も合せて不法占拠地内の私物は全て撤去するのですよ」と必ず度々念を押して、それらに対してD係長もその度に「ええ。そうなりますね」などの了解している返事や、また2023 2/6（月）にはD係長の部下であるE氏（男）が私に「ブロック塀や敷石など私物の撤去に際する扱いについては今総務部を通して弁護士に法律相談をしている」と回答をしているので、上記共通理解の合意の下でこれまで話し合ってきた。また2020 10/5（月）に道路維持課の職員がB氏宅に不法占拠に関する話し合いをしに来たが大声で罵られ、以後今日まで度々職員及び係長も電話や来訪での話し合いを私の要請によってのみで続けているのであるが、B氏は罵りや挑発や「道路用地を道路維持課に返す意向がある」と言ったのに返さない虚言を毎回繰り返して、私も度々口頭や5回ほど手紙で勧告をしているのであるが同じく罵られてしまい依然解決はしていない現状である。 (ii) 法令根拠 2

法令：[道路占用条例：道路用地を民間に貸す際は、同条例に記載された道路占用料金を賃貸料として借り主の民間人から毎回徴収し、民間人によって不法占拠をされ私物を設けられた場合はその民間人に私物を撤去させる]であり、由って不法占拠者から道路占用料金が徴収出来なかった場合は[行政代執行法：不法占拠者が道路占用料金を納入しなかった場合その不履行を放置することが著しく公益に反すると認められるときは、当該行政庁は、自ら不法占拠者のなすべき行為（強制的な占用料金の徴収又は全私物の撤去）をなし、又は第三者をしてこれをなさしめ、その費用を不法占拠者から徴収することができる]と、2法令を繋げて用いられる。（iii）理由：私は2019年頃から2023 2/14（火）までに何度も道路維持課の係長、2022年3月からはD係長（男）と、私と会ってはくれなかったが課長（※私は常にD係長には「課長と直接会って話したい。課長が最終的な責任者でしょうか？」と課長への面会を要求したが「D係長：担当は私ですし、最終的な決定と責任は課長なので課長にも報告しています」と断られたので、それ以来私はこの当件には必ず課長も含めてD係長に当たっている）に向けて（ii）の2法令を、B氏を端緒にして横須賀市内全不法占拠者共に適用させて実行するよう散々説いて来たのだが、D係長及び課長は「B氏と色々話し合いはしています」などと具体的な話し合いの内容については私が問い詰めたのに一切触れずそして「これからも対処はしていきます」とはぐらかすので、そちら監査課に2023 2/27（月）に提出した書面“最後通牒”を同年2/6（月）に道路維持課に直接提出してその書面に記した指定期限内での見込みを同年 2/14（火）・2/24（金）にD係長に尋ねたところ「D係長：一つも達成していませんし2023 2/28（火）までも無理ですが、これからも対処はします」との返答だった。これは結局、2019年頃から幾度も私が取り分けB氏の不法占拠に対する解決の依頼と協力をして来たのにD係長と課長はB氏の件の何一つをも進展させずそれで業が煮え返った私が“最後通牒書面”で道路維持課に促したのに、D係長と課長はこれまでと同じく言を左右してポーズだけ私に示して私を諦めさせて撤こうとしたと考えられる。何となれば、この様にいくら私がD係長と課長に向かって解決を訴えても（ii）の2法令を執行する実権は彼らが掌握しているので、以上の顛末の概略から、D係長と課長は、B氏初め他の全不法占拠者共を取り締まる2法令の実権を有して執行する職責があるのに未だせず、それは恐らくB氏の一件を解決したら次の残り全件も同じく解決しなければならないからそ

の責任を負うのが嫌なのであり、だから自分達からは解決への行動は起こさずにして、例えば大多数の市民からの要望や監査課からの監査などによる、解決せざるを得ない状況が訪れるに任せてそれら状況に自分達の職責を転嫁し盾にして精々やっとならで浮上した不法占拠地の件だけに対して執行するのであろう。現に私がD係長に「あなたが何度もB氏を説得してもB氏は応じないのだから、ではあなた達がB氏に『占用料金を払うか払わないか、イエスかノーのみで今年の〇月△日以内に返答せよ』と迫って、それでもB氏が占用料金を払う気も自主的に全私物を撤去する気も無いのであればそれは不法占拠を続行する意思表示なのであるから、そうなれば今度は『今年の□月◇日に代執行をします』と一方的な通知をB氏に下せばそれで済むことでしょう」と策を教え示しているのに対するD係長は「それはこちらのする事なので」や「またBさん宅に行って話し合いをしてみます」などと一向に解決に向けた具体的な策を挙げず私に言質を取られるような確答を避けた返事であり、仕方無く私が「出来れば監査課には行きたくないの、勇を鼓して自主的に解決して下さい」と強く出てもD係長は「そうですよね。話し合いを続けます」と同じく空返事だけだからそれで私が道路維持課に提出した“最後通牒書面”の指定事項をも無視したので、その結果は未だ不法占拠地の1件も解決に至っていない現状である。しかし道路維持課は本来ならば不法占拠に対しては自発的に一件づつ果敢に解決して全件を平定するのが責務でありそれ故に2法令の実権を司っているのであるからそれなのに以上の顛末から私がこれまで約4年に亘って何度も何度も解決への依頼と協力を道路維持課にしてきたのにそれら一切を悉く無駄にして未だにB氏の件すら解決しないのは、結局横須賀市内の全不法占拠地に対する解決を1件も自発的にする気は更々無くそして最早それは意図的であるとしか言い様が無い。

⑤纏め・・・@に由って、横須賀市長による財産管理を怠る事実があり道路維持課のD係長と課長が、少なくとも2022年3月から（30年前ほどからの各責任者によって）、[道路占用条例]と[行政代執行法]の執行を以て道路用地不法占拠者であるB氏から道路占用料金の徴収をする職責にあるのに意図的に2法令の執行をせず故に少なくとも[道路占用条例]の執行を怠っている職責上の不当となり、その結果この未納総額が帳簿収入での横須賀市の公益になっておらず著しい損害になっている。

◎措置の要請・・・先ず手始めに、私によって発端となった道路用地不法占拠者“B氏”に対して道路維持課が『[道路占用条例]に基づき道路占用料金

を全額納入させ続けるか、それをB氏がしなかったら〔行政代執行法〕に則りB氏が不法占拠している道路用地内の全私物を強制撤去するよう、横須賀市長に関して監査委員に御請求いたします。

2 請求人（省略）

上記の通り地方自治法第242条第1項の規定により別紙事実証明書を添え、必要な措置を請求します。

令和5年3月6日 横須賀市監査委員（あて）

第2 要件審査及び請求の受理

令和5年3月17日に要件審査を行い、地方自治法第242条第1項及び第2項に規定する要件を具備しているものと認め、これを受理した。

第3 監査の実施

1 監査対象事項

横須賀市職員措置請求書（以下「請求書」という。）に記載される横須賀市在住のB氏が、30年以上前から現在まで引き続き、道路区域にブロック塀を設置し、敷石を置き、植物を植えて、道路区域を不法占用していることについて、B氏への占用料の賦課・徴収及び市の財産の管理を怠っているか。

2 監査対象部

建設部

3 請求人の証拠の提出及び陳述

地方自治法第242条第7項の規定に基づく陳述については請求人に確認した結果行われなかった。また、請求人から新たな証拠の提出はなかった。

4 監査の方法

本件監査は、関係書類の調査、監査対象部に対する聞き取り調査、現地調査等を実施した。

第4 監査の結果

1 関係法令の規定

- (1) 道路法において、市道の管理、占用許可、保全及び監督処分について次のとおり規定している。このうち、占用許可については、道路法第32条第1項及び同法施行令で占用許可の対象となる工作物等が定められている。また、道路管理者の監督処分については、道路法第71条第1項で同法の規定等に違反している者に対して、道路に存する工作物その他の物件の改築、移転、除却、原状回復等を命ずることができることされており、同法第44条の3第1項で同法第43条第2号の規定に違反して設置された物件が道路の構造に損害を及ぼし、若しくは交通に危険を及ぼし、又はそれらのおそれがあると認められる場合で、同法第71条第1項の規定による措置を命ぜられた者が当該措置をとらないときは、当該物件を自ら除去等することができることされている。

(市町村道の意義及びその路線の認定)

第8条 第3条第4号の市町村道とは、市町村の区域内に存する道路で、市町村長がその路線を認定したものをいう。

(第2項以下略)

(市町村道の管理)

第16条 市町村道の管理は、その路線の存する市町村が行う。

(第2項以下略)

(道路の占用の許可)

第32条 道路に次の各号のいずれかに掲げる工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用しようとする場合においては、道路管理者の許可を受けなければならない。

- (1) 電柱、電線、変圧塔、郵便差出箱、公衆電話所、広告塔その他これらに類する工作物
- (2) 水管、下水道管、ガス管その他これらに類する物件
- (3) 鉄道、軌道、自動運行補助施設その他これらに類する施設
- (4) 歩廊、雪よけその他これらに類する施設
- (5) 地下街、地下室、通路、浄化槽その他これらに類する施設
- (6) 露店、商品置場その他これらに類する施設
- (7) 前各号に掲げるもののほか、道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれのある工作物、物件又は施設で政令で定めるもの

(第2項以下略)

(道路の占用の許可基準)

第33条 道路管理者は、道路の占用が前条第1項各号のいずれかに該当するものであつて道路の敷地外に余地がないためにやむを得ないものであり、かつ、同条第2項第2号から第7号までに掲げる事項について政令で定める基準に適合する場合に限り、同条第1項又は第3項の許可を与えることができる。

(第2項以下略)

(占用料の徴収)

第39条 道路管理者は、道路の占用につき占用料を徴収することができる。ただし、道路の占用が国の行う事業及び地方公共団体の行う事業で地方財政法（昭和23年法律第109号）第6条に規定する公営企業以外のものに係る場合においては、この限りでない。

2 前項の規定による占用料の額及び徴収方法は、道路管理者である地方公共団体の条例（指定区間内の国道にあつては、政令）で定める。但し、条例で定める場合においては、第35条に規定する事業及び全国にわたる事業で政令で定めるものに係るものについては、政令で定める基準の範囲をこえてはならない。

(道路に関する禁止行為)

第43条 何人も道路に関し、左に掲げる行為をしてはならない。

- (1) みだりに道路を損傷し、又は汚損すること。
- (2) みだりに道路に土石、竹木等の物件をたい積し、その他道路の構造又は交通に支障を及ぼす虞のある行為をすること。

(違法放置等物件に対する措置)

第44条の3 道路管理者は、第43条第2号の規定に違反して、道路を通行している車両から落下して道路に放置された当該車両の積載物、道路に設置された看板その他の道路に放置され、又は設置された物件（以下この条において「違法放置等物件」という。）が、道路の構造に損害を及ぼし、若しくは交通に危険を及ぼし、又はそれらのおそれがあると認められる場合であつて、次の各号のいずれかに該当するときは、当該違法放置等物件を自ら除去し、又はその命じた者若しくは委任した者に除去させることができる。

- (1) 当該違法放置等物件の占有者、所有者その他当該違法放置等物件について権原を有する者（以下この条において「違法放置等物件の占有者等」という。）に対し第71条第1項の規定により必要な措置をとることを命じた場合において、当該措置をとることを命ぜられた者が当該措置をとらないとき。

(第2号及び第2項以下略)

(道路管理者等の監督処分)

第71条 道路管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、この法律若しくはこの法律に基づく命令の規定によつて与えた許可、承認若しくは認定（以下この条及び第72条の2第1項において「許可等」という。）を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為若しくは工事の中止、道路（連結許可等に係る自動車専用道路と連結する施設を含む。以下この項において同じ。）に存する工作物その他の物件の改築、移転、除却若しくは当該工作物その他の物件により生ずべき損害を予防するために必要な施設をすること若しくは道路を原状に回復することを命ずることができる。

- (1) この法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又はこれらの規定に基づく処分に違反している者

(第2号以下及び第2項以下略)

- (2) 道路法施行令において、道路法第32条第1項第7号の「政令で定めるもの」について次のとおり規定している。

(道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれのある工作物等)
第7条 法第三十二条第一項第七号の政令で定める工作物、物件又は施設は、次に掲げるものとする。
(1) 看板、標識、旗ざお、パーキング・メーター、幕及びアーチ
(2) 太陽光発電設備及び風力発電設備
(3) 洪水、高潮又は津波からの一時的な避難場所としての機能を有する堅固な施設
(4) 工事用板囲、足場、詰所その他の工事用施設
(5) 土石、竹木、瓦その他の工事用材料
(第6号以下略)

- (3) 道路占用条例において、市道の占用許可及び無許可占用に対する処置について次のとおり規定している。

(占用許可の条件)
第3条 市長は、法第32条第1項に規定する道路の占用(以下「占用」という。)の許可をする際、道路の管理又は公益上必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(占用料の額)
第6条 占用料の額は、別表のとおりとし、次に掲げるところにより算定する。
(各号略)

(無許可占用に対する処置)
第16条 許可を受けずに占有する者があるとき、市長は直ちにその占有を停止させ、又は工作物があるときは、これを撤去させる。ただし、占有の許可を申請し、道路の管理上支障がないと認め、かつ、市長において特別の事情があると認めるときは、これを許可することができる。

- (4) 行政代執行法において、行政上の義務履行確保について次のとおり規定している。

第1条 行政上の義務の履行確保に関しては、別に法律で定めるものを除いては、この法律の定めるところによる。

第2条 法律(法律の委任に基く命令、規則及び条例を含む。以下同じ。)により直接に命ぜられ、又は法律に基き行政庁により命ぜられた行為(他人が代つてなすことのできる行為に限る。)について義務者がこれを履行しない場合、他の手段によつてその履行を確保することが困難であり、且つその不履行を放置することが著しく公

益に反すると認められるときは、当該行政庁は、自ら義務者のなすべき行為をなし、又は第三者をしてこれをなさしめ、その費用を義務者から徴収することができる。

2 監査対象部からの請求人の主張に関連した説明

(1) ②監査に当る（i）実情について

本市道路区域内の不法占用に関する申出は毎年数件あり、把握できていないものを含めると市全体では多数あることが想定されます。

本件市道上への不法占用を道路維持課が認識したのは、令和元年7月5日の申出に対する同年7月8日の現場調査時であり、同日、B氏に対して口頭による行政指導を行いました。その後、令和元年7月8日から現在に至るまでB氏に対して口頭及び書面による行政指導を継続して行ってきました。

また、不法占用されている当該道路区域は、道路維持課が認識した令和元年7月8日以降、公道として利用されていないのが現状です。

ブロック塀、敷石、植物が道路区域内にあることを確認していますが、ブロック塀については水路（開渠）の護岸上にあり、令和元年7月8日から現在に至るまでB氏が所有を否定しているため、令和5年3月下旬に上下水道局にも確認し、調査しましたが、設置の経緯や時期、所有者が不明であることから、必ずしもB氏の不法占用物件であると言い切ることはできません。

敷石、植物については不法占用物件であるため、B氏に対して再三に渡り、不法占用物件除去の履行催促を行ってきました。

令和2年10月5日においても、現地にてB氏に対し、文書による行政指導を行おうとしましたが、文書の受取りを拒否したため、配達証明により改めて文書を郵送した事実はあります。

(2) ②監査に当る（ii）法令根拠2法令について

本市道路占用条例の第16条で「許可を受けないで占用する者があるとき、市長は直ちにその占用を停止させ、又は工作物があるときは、これを撤去させる。ただし、占用の許可を申請し、道路の管理上支障がないと認め、かつ、市長において特別の事情があると認めたときは、これを許可することがある。」となっており、不法占用物件を撤去させるための行政指導を行います。

行政代執行を行うには道路法第43条に抵触するため行政指導をし、そ

れに従わない場合は第71条で監督処分（命令）、命令に従わずさらに著しく公益に反する場合は市で撤去という流れになると考えますが、現場状況等勘案し、当該不法占用が著しく公益に反するという認識はないため、引き続き不法占用物件の除去、原状回復の履行催促を行い、将来的には監督処分も考えていきます。

(3) ㉔ 監査に当る（iii）理由について

令和元年の事案発生から、D係長が道路維持課に着任した令和4年4月以降現在に至るまで、B氏に対する行政指導（口頭、書面）を下記の通り継続して行ってきました。

令和元年7月8日（口頭・訪問）、令和2年6月26日（口頭・訪問）、同年10月5日（文書・訪問 ※同日、配達証明にて郵送）、同年10月7日（口頭・来庁）、令和3年1月8日（口頭・訪問）、同年5月14日（口頭・訪問）、令和4年12月19日（口頭・訪問）、令和5年2月17日（口頭・訪問）、同年2月24日（口頭・訪問）、同年3月8日（口頭・訪問）。

また、当該地域は公図混乱地域で横浜地方法務局不動産登記部門による不動産登記法第14条地図作成業務が実施されていたこと等により、令和3年5月14日以降、間が開いてしまいました。

ここ数年にわたり、その時々々の道路維持課の担当者が当該案件を解決すべく、行政指導による履行催促を行ってきたにも関わらず、結果として未だ当該案件が解決していないのは事実であります。

今後も当該案件を含め、横須賀市内の道路区域における不法占用の問題解決に向け最善を尽くしていきます。

(4) ㉕ 纏めについて

「㉔ 監査に当る（ii）法令根拠2法令」の見解で示したとおり、本市道路占用条例の第16条で「許可を受けないで占用する者があるとき、市長は直ちにその占用を停止させ、又は工作物があるときは、これを撤去させる。」となっており、不法占用物件を撤去させるためにB氏に対する行政指導を過年度と同様に継続して行ってきました。

また、本市道路占用条例の第16条ただし書きに、「占用の許可を申請し、道路の管理上支障がないと認め、かつ、市長において特別の事情があると認めたときは、これを許可することがある。」とありますが、B氏から道路占用許可申請を受け付けていないため占用料の徴収はできません。

(5) ㉔措置の要請について

「㉔纏め」の見解で示したとおり、本市道路占用条例の第16条により、不法占用物件を撤去させるべく、B氏に対する行政指導を引き続き行っていきます。

また、B氏から道路占用許可申請があった場合には、道路占用条例に基づき、その内容を精査し許可の可否を決定します。許可となった場合に初めて道路占用料の徴収となります。

行政代執行については、「㉔監査に当る（ii）法令根拠2法令」の見解で示したとおり、現場状況等勘案し、当該不法占用が著しく公益に反するという認識はないため、引き続き不法占用物件の除去、原状回復の履行催促を行い、将来的には監督処分も考えていきます。

3 本件請求に係る事実経過の概要

令和元年（2019年）

7月5日		住民から市へ情報提供
7月8日	現地調査	敷石及び植物（以下「本件敷石等」という。）並びにブロック塀が道路区域に入っていることを市が確認
	行政指導	市からB氏に不法占用を指摘し、不法占用地の原状回復等に向けた折衝を開始（口頭・訪問） B氏はブロック塀の所有を否定

令和2年（2020年）

6月26日	現地調査	不法占用の継続を確認
	行政指導	（口頭・訪問）
10月5日	行政指導	（文書・訪問）
10月7日	行政指導	（口頭・来庁）

令和3年（2021年）

1月8日	行政指導	（口頭・訪問）
5月14日	行政指導	（口頭・訪問）

令和4年（2022年）

3月	境界確定	横浜地方法務局不動産登記部門による不動産登記法第14条地図作成業務
12月19日	行政指導	（口頭・訪問）

令和5年（2023年）

2月17日	行政指導	（口頭・訪問）
2月24日	行政指導	（口頭・訪問）
3月8日	行政指導	（口頭・訪問）
3月15日		市が不法占用地とB氏私有地との境界付近に単管フェンスを設置
3月下旬		所管部局がブロック塀の所有者について上下水道局へ調査

4 監査委員の判断

(1) 本件敷石等について

ア 関係法令に定められた占用料の賦課・徴収を怠る事実があるかどうかについて

道路占用条例第16条によると、道路法及び同法施行令に定められている物以外のものであって、許可を受けていない工作物等による占用については、原則撤去させるものと考えられる。

これを本件についてみると、次のとおりである。

所管部局の説明のとおり、占用を許可すべきかどうかについては、内容を精査し、関係法令に基づき判断する必要があるものの、B氏から占用許可申請がなされていない状況では、許可の可否について判断することはできず、占用許可がなければ占用料も発生しないため、関係法令に定められた占用料の賦課・徴収を怠る事実があるとは認められない。

イ 市の財産の管理を怠る事実があるかどうかについて

道路法によると、不法占用物が道路の構造に損害を及ぼし、若しくは交通に危険を及ぼし、又はそのおそれがあると認められる場合に、道路管理者が必要な手続を経て、自ら除去等することができるとされている。また、行政代執行法によると、その不履行を放置することが、著しく公益に反する場合等に義務者のなすべき行為をなすことができるとされている。このことから、不法占用物がこのいずれにも該当しない場合に、行政指導を行うと解することができる。

また、行政実例（昭和38年12月19日自治省行政課長通知）によると、財産の管理を怠る事実とは「公有財産を不法に占用されているにもか

かわらず何らの是正措置を講じない場合等」とされている。

これを本件についてみると、次のとおりである。

当該道路区域は、道路として使用されていない土地であるため、本件敷石等が道路の構造に損害を及ぼしているとはいえ、交通に危険を及ぼしてもいないことから、道路法第44条の3第1項の当該物件を自ら除去等することができる」とされている規定は、本件には当てはまらない。

また、所管部局の説明のとおり、本件敷石等は行政代執行法に規定する「著しく公益に反する」場合等に該当しないと解されるため、当該規定に基づき、市が自ら撤去等することが適当とはいえ、国による境界確定に一定の時間を要したことも鑑みると、現状の取り得る手段としては、市が現在進めている行政指導が適当と判断できる。確かに、現時点でB氏に不法占有を解消させることはできていないものの、複数回に渡る行政指導及び当該道路区域の境界付近に単管フェンスを設置するなど、適正な管理に向けた具体的な対応を試みていることは、監査委員事務局職員による現地調査でも確認できている。

以上のことから、不法占有はいまだ解消するに至っていないものの、公有財産を不法に占有されているにもかかわらず何らの是正措置を講じていないとはいえ、市の財産の管理を怠る事実があるとまでは認められない。

(2) ブロック塀について

ア 関係法令に定められた占有料の賦課・徴収を怠る事実があるかどうかについて

所管部局の説明によると、ブロック塀については、現状では所有者が明らかとなっておらず、必ずしもB氏のものであると言い切ることができないとしている。このことから、B氏に対して関係法令に定められた占有料の賦課・徴収を怠る事実があるとは認められない。

イ 市の財産の管理を怠る事実があるかどうかについて

行政実例（昭和38年12月19日自治省行政課長通知）によると、財産の管理を怠る事実とは「公有財産を不法に占有されているにもかかわらず何らの是正措置を講じない場合等」とされている。

これを本件についてみると、次のとおりである。

ブロック塀については、前述したとおり、現状では所有者が明らか

となっておらず、必ずしもB氏のものであると言い切ることができないとしている。

また、国による不動産登記法第14条地図作成業務が開始されたものの、境界確定するまでの期間は、ブロック塀が当該道路区域に設置されているかどうか確定していなかったため、市がこれを撤去するといった選択を取ることはできなかったと考えられる。

そして、境界が確定した令和4年3月以降についても、現在に至るまでブロック塀の所有者に関する調査を継続しているため、ブロック塀を撤去するなどの具体的な対応に着手しなかったと考えられる。

以上のことから、引き続きブロック塀の所有者を調査する必要性は残るものの、公有財産を不法に占有されているにもかかわらず何らの是正措置を講じていないとはいえず、市の財産の管理を怠る事実があるとまでは認められない。

(3) 結論

したがって、いずれも請求人の主張には理由がないものと認め、これを棄却する。